

令和8年(2026年)4月1日付け札幌市告示第1453号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和8年(2026年)4月10日

札幌市長 秋元 克広

記

1 訂正する内容

令和8年札幌市告示第1453号別表の業務番号「26(北)第0801号」業務名「エルムの森公園再整備実施設計」に係る設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号	2621080111	
1	工事（業務）番号	26（北）第 0801 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	エルムの森公園再整備実施設計
		工事（履行）場所	札幌市北区北26条西13丁目
		工事（業務）内容	設計面積：0.32ha（公園面積：2.02ha） 【測量業務】路線測量一式、用地測量一式 【設計業務】公園緑地設計一式、打合せ一式、住民説明会一式
		工期（履行期間）	着手の日から令和9年3月9日まで
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	事後審査方式（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	開札日の翌日まで（審査順1位の落札候補者のみ）
		落札結果通知予定日	令和8年4月30日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和8年04月20日（08時00分～20時00分） 令和8年04月21日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和8年04月22日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
13	契約締結に関する事項等	契約締結期限	落札結果通知日の翌日から起算して5日後（土曜日、日曜日及び休日を除く）まで。ただし、落札結果通知日が令和8年4月30日の場合は令和8年5月14日まで。※期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。
		入札保証金	免除する。
		契約保証金	工事－徴収する。ただし、利付国債の提供、金融機関等の保証、履行保証証券、履行保証保険（定額補填方式）によることができる。 業務－徴収する。ただし、利付国債の提供、金融機関等の保証、履行保証証券、履行保証保険（定額補填方式）によることができる。また、札幌市契約規則第25条第3号に該当する場合は免除する（詳細は告示文を参照）。
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	北）土木部維持管理課
		電話番号	011-771-4211

業務説明書

1. 概要

設計面積：0.32ha（公園面積：2.02ha）

【測量業務】路線測量一式、用地測量一式

【設計業務】公園緑地設計一式、打合せ一式、住民説明会一式

2. 場所

札幌市北区北26条西13丁目

3. 期間

契約書に示す着手の日から令和9年2月23日までとする。

4. 図面

別紙のとおり（図面2枚）

5. 仕様書

札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市公共測量仕様書、札幌市公共測量作業要領による。

上記仕様書及び要領は、札幌市財政局工事監理室ホームページ「技術基準」（<https://city.sapporo.jp/zaisei/kojikan/sa/kijun/kijun.html>）、建設局管理測量課ホームページ「測量の技術基準」（https://www.city.sapporo.jp/doboku/sokuryo/gijutu/g_01.html）にて公開している。その他業務に必要なものは、関係仕様書及び指針による。

6. 特記仕様書

別添のとおり。

業務説明書

1. 概要

設計面積：0.32ha（公園面積：2.02ha）

【測量業務】路線測量一式、用地測量一式

【設計業務】公園緑地設計一式、打合せ一式、住民説明会一式

2. 場所

札幌市北区北26条西13丁目

3. 期間

契約書に示す着手の日から令和 9年 3月 9日までとする。

4. 図面

別紙のとおり（図面2枚）

5. 仕様書

札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市公共測量仕様書、札幌市公共測量作業要領による。

上記仕様書及び要領は、札幌市財政局工事監理室ホームページ「技術基準」（<https://city.sapporo.jp/zaisei/kojikan/sa/kijun/kijun.html>）、建設局管理測量課ホームページ「測量の技術基準」（https://www.city.sapporo.jp/doboku/sokuryo/gijutu/g_01.html）にて公開している。その他業務に必要なものは、関係仕様書及び指針による。

6. 特記仕様書

別添のとおり。

特記仕様書（公園緑地設計業務仕様書）

1. 総則・一般

(1) 適用

受託者は、札幌市土木設計業務共通仕様書等、本業務に関係する仕様書の内容について十分理解し、業務に取り組むこと。

(2) 一般事項

受託者は、「札幌市設計業務共通仕様書 4-1-3 設計に関する一般事項」に記載されているとおり、現地の特性・現状等の与条件を把握し、当該業務を責任をもって遂行し、正確かつ丁寧に業務に取り組むこと。

(3) 主任設計者の資格

本業務の主任設計者は、表1に示す◎印を付した部門を一つ以上有する者、登録ランドスケープアーキテクト(RLA)、または表2に該当する者を配置すること。

表1. 技術士、RCCM資格者

技術士		RCCM	
技術部門	部門指定	専門技術部門	部門指定
1 機械		1 河川、砂防及び海岸・海洋	
2 船舶・海洋		2 港湾及び空港	
3 航空・宇宙		3 電力土木	
4 電気電子		4 道路	
5 化学		5 鉄道	
6 繊維		6 上水道及び工業用水道	
7 金属		7 下水道	
8 資源工学		8 農業土木	
9 建設	◎	9 森林土木	
10 上下水道		10 造園	◎
11 衛生工学		11 都市計画及び地方計画	◎
12 農業		12 地質	
13 森林		13 土質及び基礎	
14 水産		14 鋼構造及びコンクリート	
15 経営工学		15 トンネル	
16 情報工学		16 施工計画、施工設備及び積算	
17 応用理学		17 建設環境	
18 生物工学		18 機械	
19 環境		19 水産土木	
20 原子力・放射線		20 電気電子	
21 総合技術監理	◎	21 廃棄物	
		22 建設情報	

表2. 実務等経験者

<p>「当該設計業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者」で委託者が承諾した者。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者</p>

(4) 業務期間

本業務は、業務着手日を 令和8年4月30日 と想定し、業務期間の設定及び積算を行っている。

特記仕様書（公園緑地設計業務仕様書）

1. 総則・一般

(1) 適用

受託者は、札幌市土木設計業務共通仕様書等、本業務に関係する仕様書の内容について十分理解し、業務に取り組むこと。

(2) 一般事項

受託者は、「札幌市設計業務共通仕様書 4-1-3 設計に関する一般事項」に記載されているとおり、現地の特性・現状等の与条件を把握し、当該業務を責任をもって遂行し、正確かつ丁寧に業務に取り組むこと。

(3) 主任設計者の資格

本業務の主任設計者は、表1に示す◎印を付した部門を一つ以上有する者、登録ランドスケープアーキテクト(RLA)、または表2に該当する者を配置すること。

表1. 技術士、RCCM資格者

技術士		RCCM	
技術部門	部門指定	専門技術部門	部門指定
1 機械		1 河川、砂防及び海岸・海洋	
2 船舶・海洋		2 港湾及び空港	
3 航空・宇宙		3 電力土木	
4 電気電子		4 道路	
5 化学		5 鉄道	
6 繊維		6 上水道及び工業用水道	
7 金属		7 下水道	
8 資源工学		8 農業土木	
9 建設	◎	9 森林土木	
10 上下水道		10 造園	◎
11 衛生工学		11 都市計画及び地方計画	◎
12 農業		12 地質	
13 森林		13 土質及び基礎	
14 水産		14 鋼構造及びコンクリート	
15 経営工学		15 トンネル	
16 情報工学		16 施工計画、施工設備及び積算	
17 応用理学		17 建設環境	
18 生物工学		18 機械	
19 環境		19 水産土木	
20 原子力・放射線		20 電気電子	
21 総合技術監理	◎	21 廃棄物	
		22 建設情報	

表2. 実務等経験者

<p>「当該設計業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者」で委託者が承諾した者。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者</p>

(4) 業務期間

本業務は、業務着手日を令和8年5月14日と想定し、業務期間の設定及び積算を行っている。

3. 成果品

(1) 一般事項

- 1) 成果品作成にあたっては、再生紙の使用及び両面印刷を行うよう努めること。
- 2) 本業務は電子納品対象外とするが、成果品については電子データ(CD-R、DVD-R等)で正副2部提出すること。提出データについては下記成果品一覧の項目とする。
- 3) 電子データについてはウイルスチェック済みのものを提出すること。
- 4) 電子データのラベルについては工事のラベルに準ずること。

(2) 成果品一覧

本業務において、作成する成果品は、「札幌市土木設計業務共通仕様書 4-2-6 公園設計の成果品」によるほか、下記の事項について取りまとめることとする。

1) 成果報告書

①業務概要

- ・設計業務概要、履行期間、業務委託料、当該業務の目的・内容、受託者名(住所、電話番号、FAX番号、担当者名)、委託者名(所属、電話番号、担当職員名)等

②基本計画説明書

- ・基本計画で整理した内容について、検討過程も含めて提出する。
- ・多様な意見の反映の為に工夫した点についても明記する。

③実施設計報告書

- ・基本計画で整理された内容について、細部構造等の決定理由等を明記する。
- ・全ての施設について、その選定理由を明記する。

④基本計画図(着色平面図)

⑤鳥瞰図及び透視図

⑥移動等円滑化園路図

- ・「札幌市公園緑地工事設計要領 第5節.3-5 園路広場整備工」を確認の上、担当職員と協議し、特定公園施設及び移動等円滑化園路が判別できる図面を作成する。

2) 設計図面

札幌市公園緑地工事設計要領に基づき作成する。

電子データはDWG、DXFを基本とし、担当職員の指示によること。

3) 数量計算書

①設計計算書

- ・標準品以外のすべての構造物の構造計算書。なお、小規模な場合は担当職員と協議の上決定すること。
- ・容量計算が必要な、給水、雨水、電気施設等についての容量計算書等。
- ・以上の内容について、計算式等の出典元及び、その計算過程も明記する。

②数量調書

- ・札幌市公園緑地工事設計要領に基づき作成する。
- ・電子データはGoogleスプレッドシート及びPDFを基本とし、担当職員の指示によること。なお、xlsxで提出する場合は、Googleスプレッドシートに変換する際に計算式(関数)等が正常に動作することを確認すること。

③工事費算出調書

- ・参考見積書は原本を提出する。

4) 打ち合わせ簿

- ・業務遂行過程で作成した過去の打ち合わせ簿をまとめて提出する。
- ・打ち合わせ簿には打ち合わせに参加した者の所属、氏名を明記する。

5) 情報収集結果

- ・道路台帳、埋設物調査結果等の業務遂行段階で収集した資料。
- ・既存樹木一覧表
- ・伐採・移植木整理票

6) その他関係資料

- ・リサイクル計画書
- ・公共工事環境配慮チェックリスト(設計)
- ・バリアフリーチェックリスト

7) 施設位置図(電子データのみ)

8) 施設登録台紙(電子データのみ)

3. 成果品

(1) 一般事項

- 1) 成果品作成にあたっては、再生紙の使用及び両面印刷を行うよう努めること。
- 2) 本業務は電子納品対象外とするが、成果品については電子データ(CD-R、DVD-R等)で正副2部提出すること。提出データについては下記成果品一覧の項目とする。
- 3) 電子データについてはウィルスチェック済みのものを提出すること。
- 4) 電子データのラベルについては工事のラベルに準ずること。

(2) 成果品一覧

本業務において、作成する成果品は、「札幌市土木設計業務共通仕様書 4-2-6 公園設計の成果品」によるほか、下記の事項について取りまとめることとする。

1) 成果報告書

①業務概要

- ・ 設計業務概要、履行期間、業務委託料、当該業務の目的・内容、受託者名(住所、電話番号、FAX番号、担当者名)、委託者名(所属、電話番号、担当職員名)等

②基本計画説明書

- ・ 基本計画で整理した内容について、検討過程も含めて提出する。
- ・ 多様な意見の反映の為に工夫した点についても明記する。

③実施設計報告書

- ・ 基本計画で整理された内容について、細部構造等の決定理由等を明記する。
- ・ 全ての施設について、その選定理由を明記する。

④基本計画図(着色平面図)

⑤鳥瞰図及び透視図

⑥移動等円滑化園路図

- ・ 「札幌市公園緑地工事設計要領 第5節.3-5 園路広場整備工」を確認の上、担当職員と協議し、特定公園施設及び移動等円滑化園路が判別できる図面を作成する。

2) 設計図面

札幌市公園緑地工事設計要領に基づき作成する。

電子データはDWG、DXFを基本とし、担当職員の指示によること。

3) 数量計算書

①設計計算書

- ・ 標準品以外のすべての構造物の構造計算書。なお、小規模な場合は担当職員と協議の上決定すること。
- ・ 容量計算が必要な、給水、雨水、電気施設等についての容量計算書等。
- ・ 以上の内容について、計算式等の出典元及び、その計算過程も明記する。

②数量調書

- ・ 札幌市公園緑地工事設計要領に基づき作成する。
- ・ 電子データはGoogleスプレットシート及びPDFを基本とし、担当職員の指示によること。なお、xlsxで提出する場合は、Googleスプレットシートに変換する際に計算式(関数)等が正常に動作することを確認すること。

③工事費算出調書

- ・ 参考見積書は原本を提出する。

4) 打ち合わせ簿

- ・ 業務遂行過程で作成した過去の打ち合わせ簿をまとめて提出する。
- ・ 打ち合わせ簿には打ち合わせに参加した者の所属、氏名を明記する。

5) 情報収集結果

- ・ 道路台帳、埋設物調査結果等の業務遂行段階で収集した資料。
- ・ 既存樹木一覧表
- ・ 伐採・移植木整理票

6) その他関係資料

- ・ リサイクル計画書
- ・ 公共工事環境配慮チェックリスト(設計)
- ・ バリアフリーチェックリスト